

エネルギー政策 WG へのコメント
(COP6 および原子力への対応について)

飯田 哲也(いいだ てつなり)

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表

電子メール: tetsu-i@jca.apc.org

過日開催された COP6 は、残念ながら交渉決裂に終わりましたが、今後のエネルギー政策を審議する上で考慮すべき要素をいくつか指摘できます。今後、日本のエネルギー政策に対して、大きな影響は必至であると考えられるため、本エネルギー政策 WG、さらには総合部会などの場で、抜本的な見直しを期待します。

● 過大な森林吸収源算定に依存した「1998 年地球温暖化対策推進大綱」の再考

周知の通り、COP3 での合意に基づき、政府は翌 1998 年に「地球温暖化対策推進大綱」を策定している。そこでは、エネルギー起因の二酸化炭素を 1990 年レベルに安定化させる(1990 年比±0%)という、COP3 以前の「長期エネルギー需給見通し」を何ら見直すことなく、森林等の吸収(1990 年比マイナス 3.7%)と京都メカニズム(1990 年比マイナス 1.8%)に過大に依存する計画となっていた。

とりわけ「大綱」で最大の役割を期待している「森林等の吸収」は、当時からあまりに非現実的な想定であることが指摘されており、今回も交渉決裂の決定的な要因となっている。京都議定書のホスト国としての日本政府の責任論はここでは措くとしても、少なくともエネルギー政策から見た場合、COP6 の交渉の経緯からしても、今後、森林等の吸収を過大に見積もる日本の主張が国際的に認められることはありそうもない。

したがって、今後のエネルギー政策の検討では、「森林等の吸収」に過度に依存せず、たとえば COP6 での議長提案を想定して、エネルギー起因の二酸化炭素削減に対して、より積極的な対策を行うべきであろう。すでに環境 NGO「気候ネットワーク」からも、国内対策だけで京都議定書の目標をはるかに上回る温暖化対策を行うことが出来るとの試算も公表されている。

もう一つ「大綱」が大きな期待をしている京都メカニズムに対しては、概ね認められる方向で議論が進んだ。ただし、クリーン開発メカニズムに原子力を含めるという日本政府の主張は、国際的に孤立していたことは銘記しておくべきであろう。そもそも、核不拡散リスクに対して政治的に責任をとれる体制が欠落し、あらゆる原子力活動が日米原子力協定の管理下にある日本が、たんに原子力機器の製造ができるからといって、原子力の輸出ビジネスでイニシアティブを取る資格要件はないと考える。

● エネルギー政策としての「原子力問題」を、いつどこで議論するのか

「原子力問題」の扱いに関して、第 1 回 WG では、エネルギーシナリオでの原子力の扱いを質問し、原子力の 2010 年までの新增設基数をパラメータとして数基から十数基の間で考えるとの回答を頂いている。第 2 回 WG では原子力政策の見直しを質問し、「2010 年までの期間では原子力政策の見直しの余地はなく、それ以降の期間なら(より期待できる?)可能性はある」との回答を頂いている。この「回答」は、たんに「エネルギー政策 WG」として直面する原子力問題を取り扱わないと言う主旨なのか、それとも「総合部会」としても「エネルギー政策としての原子力政策を問い直さない」という判断なのかをお聞かせいただきたい。

本年 4 月に総合部会が開始になった折に、原子力政策の再考が社会的にはもっとも期待されていたことであり、3 月の大臣記者会見でも「過度な原子力開発の再考」といった主旨の発言もあった。

周辺状況も大きく変化している。本年 3 月より電力小売市場の自由化も始まり、今後、自由化範囲の拡大は否応なく進んでいかざるをえないと思われる。さらにマイクロタービンなど小規模分散型エネルギー技術の普及拡大などにより、日本のエネルギー事業構造も大きく変わらざるを得ない。このエネルギー市場・電力市場の変革期に、建設の進む六ヶ所村再処理工場がこのまま運開へと突き進んで良いのか、また最近、島根・泊などぐ原発の新增設の動きに対して、電力会社の経営責任と国の政策責任をどう考えるのか。

原子力委員会から近く提示されるであろう原子力新長計では、国民の多くの声に反して、「もんじゅ」再開や再処理継続を含めて現状追認が大部のようだが、エネルギー政策としては、あらためて原子力政策を議論すべきである。「総合部会」として議論する場を求めたい。

【参考資料】気候ネットワーク「COP6 閉幕にあたっての声明」(2000 年 11 月 25 日)

以上